（認定の申請等）

第三十五条　法第三十三条の二十五第二項第三号の環境大臣等の発する命令で定める場合は、次に定めるものとする。

一　（略）

二　申請者（その製品が新たに令第十八条の規定により法第三十三条の二十五第一項の認定をすることができる製品とされた日（以下「認定対象とされた日」という。）後三月間に当該製品に係る申請をした者に限る。）が、当該認定対象とされた日に正当な権原に基づき当該製品（環境大臣及び経済産業大臣（法第三十三条の二十六第一項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が認定機関を登録した場合にあっては、当該認定機関）が、入手の経緯等から適正に入手されたものである旨の確認をした原材料器官等又は特定器官等を原材料として製造されたものに限る。）を占有している者である場合

第三十六条　法第三十三条の二十五第三項の標章の様式は、様式第四のとおりとする。

第三十七条　法第三十三条の二十五第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）に提出して行うものとする。

一　申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二・三　（略）

四　申請者に製品の原材料である原材料器官等又は特定器官等の譲渡し又は引渡しをした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

五・六　（略）

2　（略）

第三十八条　（略）

（認定機関の登録の申請等）

第三十九条　法第三十三条の二十六第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第三十三条の二十六第四項第一号及び第二号の規定に適合することを説明した書類

四・五　（略）

（認定関係事務の実施の方法等）

第四十条　法第三十三条の二十七第二項の環境大臣等の発する命令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　認定の申請に係る製品が第三十四条第一項に規定する製品であることを確認すること。

二　（略）

三　認定の申請に係る製品の原材料である原材料器官等の重量又は特定器官等の重量を個体等登録機関に確認すること（申請者が直接輸入した場合を除く。）。

四　（略）

（認定の申請等）

第八条　法第三十三条の七第二項第三号の環境省令、経済産業省令で定める場合は、次に定めるものとする。

一　（略）

二　申請者（その製品が新たに令第五条の五の規定により法第三十三条の七第一項の認定をすることができる製品とされた日（以下「認定対象とされた日」という。）後三月間に当該製品に係る申請をした者に限る。）が、当該認定対象とされた日に正当な権原に基づき当該製品（環境大臣及び経済産業大臣（法第三十三条の八第一項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が認定機関を登録した場合にあっては、当該認定機関）が、入手の経緯等から適正に入手されたものである旨の確認をした原材料器官等又は特定器官等を原材料として製造されたものに限る。）を占有している者である場合

第九条　法第三十三条の七第三項の標章の様式は、様式第二のとおりとする。

第十条　法第三十三条の七第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣（認定機関が認定関係事務を行う場合にあっては、認定機関）に提出して行うものとする。

一　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二・三　（略）

四　申請者に製品の原材料である原材料器官等又は特定器官等の譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

五・六　（略）

2　（略）

第十一条　（略）

（機関登録の申請等）

第十二条　法第三十三条の八第二項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一～三　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　申請者が法第三十三条の八第四項第一号及び第二号の規定に適合することを説明した書類

四・五　（略）

（認定関係事務の実施の方法等）

第十三条　法第三十三条の九第二項の環境省令、経済産業省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　認定の申請に係る製品が第七条第一項に規定する製品であることを確認すること。

二　（略）

三　認定の申請に係る製品の原材料である原材料器官等の重量又は特定器官等の重量を登録機関に確認すること（申請者が直接輸入した場合を除く。）。

四　（略）